証券コード　3909
平成29年３月13日

株　主　各　位

東京都港区赤坂三丁目21番13号
株式会社ショーケース・ティービー
代表取締役社長　森　　雅　弘

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月28日（火曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年３月29日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　　東京都港区赤坂九丁目７番２号　東京ミッドタウン
ミッドタウン・タワー４階カンファレンス「Room７」
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　　第21期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載します。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、下記の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、上記書類は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人または監査役の監査対象となっております。
当社ウェブサイト（http://www.showcase-tv.com/）

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀による金融緩和策の下支えもあり緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、中国をはじめとする新興国経済の減速や、英国のEU離脱問題を発端とした欧米経済の先行き不安も続き、国内の景気見通しは不透明な状況が続いております。

一方で当社を取り巻くインターネット業界については、その主たる指標である国内インターネット広告市場が平成27年に前年比10.2％増の約１兆１千594億円（出所：株式会社電通「2015年日本の広告費」）に達しました。また、同様にスマートフォンやタブレットの利用シーンは広がりを見せており、各企業はその対応のためにスマートフォンサイトやアプリケーションの制作・改善を続けております。

これに伴い、当社は特許技術を活かしたスマートフォン対応サービスや、Webサイト最適化に関するノウハウを活かし、顧客へ価値の高いサービスを提供しております。また、Webサイトの入口から出口までをワンストップで展開している強みを活かし、DMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）を活用した運用型広告の事業強化を図りました。

また、第３四半期には当社の顧客基盤である金融業界を対象として、不正なログインやBot対策、フィッシング対策、暗号化によるセキュリティ強化などを目的としたセキュリティ関連サービスの開発・提供を進めました。

このような状況のもと、当事業年度における売上高は1,375,608千円（前年同期比11.2％増）、営業利益は331,989千円（前年同期比8.7％増）となりました。また、当事業年度は営業外費用として東証一部市場変更に関わる費用を計上したものの、経常利益は308,102千円（前年同期比5.5％増）となりました。しかし、自己新株予約権の消却が特別損失として発生したため、当期純利益は176,848千円（前年同期比1.6％減）となりました。

なお、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

＜eマーケティング事業＞

(ナビキャストシリーズ)

Webサイト最適化技術により成約率を高める「ナビキャストシリーズ」については、入力フォームの最適化を行う「フォームアシスト」、Web接客を行う「サイト・パーソナライザ」、スマートフォンユーザの導線を改善する「スマートリンク」が売上を拡大しました。

「フォームアシスト」は、ユーザ端末に入力情報を記憶することでセキュリティを担保しながらも再入力の手間を省く「オートコンプリート機能」や、入力フォームのデザインを変更する「CSS変更機能」等により、売上・アカウント数共に拡大しました。

また、利用者の属性・行動履歴・嗜好などにあわせて自動的にWebサイト内の表示を最適化する「サイト・パーソナライザ」は、特に表示速度の改善に取り組んだことで、既存顧客における利用量が増加しました。

スマートフォンサイトでユーザの導線を改善する「スマートリンク」は、コンバージョン（成約）率を上げる効果が認められると共に、注力商材として営業活動に取り組んだことで、売上を拡大しました。

(DMP・広告関連サービス)

DMP・広告関連サービスについては、当事業年度において、ナビキャストシリーズから得られた属性情報を蓄積・連携できるDMPサービス「ZUNOH（ズノウ)」をリリース・販売したことで売上を拡大しました。また、これと連携させた「ナビキャストAd」など、運用広告関連サービスが、その精度の高さから顧客の評価を得て案件数、出稿量共に拡大しました。

(ProTechシリーズ)

当事業年度にリリースした「ProTech（プロテック)」シリーズは、金融機関を中心としたWebサイト運営企業に対して、不正なログインやBot対策、フィッシング対策、暗号化によるセキュリティ強化などを提供するクラウドサービスです。当事業年度においては、金融機関においてテスト導入が進みましたが、来期より本格的な収益拡大に貢献することが期待されます。

以上の結果、eマーケティング事業全体における売上高は1,163,779千円（前年同期比17.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は747,003千円（前年同期比10.0%増）となりました。

＜Webソリューション事業＞

（スマートフォンアプリ）

スマートフォンアプリ関連については、当事業年度において、クラウド型多言語オーディオガイドアプリシステム「Audio guide Q」をリリースしました。現在、急増するインバウンド（訪日外国人旅行者）に対応したガイドアプリのニーズが高まっています。「Audio guide Q」は博物館や美術館などの学術施設や企画展覧会、エンターテイメント施設をはじめとする観光施設などで利用できる、オーディオガイドアプリを作成するサービスです。東京ドームで開催された「ふるさと祭り東京2017」の公式アプリとしても導入が進み売上を拡大しました。

（EC）

バスケットゴール専門のECサイトである「Basketgoal.com」については、運用型広告による集客とWebサイト内のユーザビリティを改善したことで販売台数が伸び、売上を拡大しました。

（不動産業向けサービス）

不動産Webサイト管理システムである「仲介名人」は、機能拡張やユーザビリティの改善を行いましたが、アカウント数、売上はほぼ横ばいで推移しております。

（Flash変換サービス）

FlashコンテンツをHTML5へ変換する「Flash to HTML5」は大口顧客の受注もありましたが、第２四半期より当初の販売計画を下回り、またその後も計画との乖離が広がると見込まれたため、新規営業を縮小する方針としました。その結果、当サービスは前年同期比で減収となっております。

以上の結果、Webソリューション事業全体における売上高は211,829千円（前年同期比14.9%減）となり、セグメント利益（営業利益）は8,206千円（前年同期はセグメント損失（営業損失）3,116千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は66,540千円であり、主たるものとして市場販売目的ソフトウエアの開発等によるもの46,131千円、自社利用目的ソフトウエアの開発等によるもの13,514千円であります。

③ 資金調達の状況

新株予約権の有償発行、ストックオプションの行使による新株発行を行い、総額25,488千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	平成25年度 第18期	平成26年度 第19期	平成27年度 第20期	平成28年度 （当期）第21期
売上高	887,806千円	983,146千円	1,237,243千円	1,375,608千円
経常利益	220,874千円	249,901千円	291,924千円	308,102千円
当期純利益	139,579千円	153,828千円	179,694千円	176,848千円
１株当たり当期純利益	105.91円	114.61円	28.86円	26.37円
総資産	575,648千円	685,381千円	1,246,642千円	1,448,340千円
純資産	409,932千円	537,610千円	1,085,950千円	1,282,421千円

（注）１．１株当たり当期純利益については小数点以下第三位を四捨五入して表示しており、それ以外のものについては、千円未満の端数は切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は期中平均の発行済株式の総数から算出しております。
３．当社は、平成25年７月20日付で１株につき200株の割合で株式分割を行っております。平成28年４月１日付で１株につき２株の割合で、平成28年８月１日付で１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首から当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、顧客企業が既に持っているWebサイトやコンテンツを最大限に有効活用しながら、「豊かなネット社会を創る」という企業理念に基づき、インターネットに「おもてなし」の機能を付加することで「見やすく、わかりやすく、入力しやすく」するサービスを提供しております。

今後は、Webマーケティング企業としては勿論のこと、多様な人々のニーズに応え課題解決が可能なテクノロジーカンパニーとして、パフォーマンスの高いサービスを開発・提供し、顧客からの信頼を向上させ、収益基盤をより強化する必要があると認識しております。そのために、当社は、以下の８点を主な経営の課題として認識しております。

① 既存事業の収益の拡大

当社は現在、eマーケティング事業とWebソリューション事業が主な収益基盤の事業となっておりますが、これらの事業の安定的・継続的な発展が不可欠なものであると考えております。そのためにも継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後、機能面において継続的な改善、また、運用・品質管理体制の強化により、更に信頼性を高め既存事業の収益基盤の拡大を行ってまいります。

② 知名度の向上

当社は、収益基盤強化のため、Webマーケティングの最適化に資する「ナビキャストシリーズ」やその他サービスの知名度の向上を図ることが必要であり、これらの知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社としましては、積極的な広報活動やマーケティングを実施することにより知名度向上を目指してまいります。

③　新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比して更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、クライアントの潜在需要をいち早く読み取り、社内の商品戦略会議や研究所を活用し新規事業及び新商品開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

④　グローバル展開への対応

当社は、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠と考えております。当社の既存顧客の中には、海外に進出している大手企業が多いことから、このような顧客が海外でも使用できるサービスを提供することが必要と考えております。そして、グローバル展開を本格化する上で、諸外国における特許取得を推進し、知的財産権の確保に努め、日本だけにとどまらないグローバルな事業展開を積極的に実施してまいります。

⑤　システムの安定性の確保

当社は、インターネットを通じてサービスを提供することを主な事業としており、安定的なサービス提供を確保するにはサービス提供に係るシステムの安定的な稼働が重要であると認識しております。このため、データセンターにおけるサーバの稼働、常時監視、利用者数の増加に伴う負荷分散を行っておりますが、引き続き、更なるシステム管理やシステム基盤の強化に努めてまいります。

⑥　技術革新への対応

当社は、新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社としましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。

⑦　人材の確保

当社が、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が激しさを増し、今後も安定した人材確保には厳しい状況が続くものと思われます。

当社としましては、採用における競争力の強化を図ると共に、魅力のある職場環境を構築し、社員の能力やモチベーション向上に資するため、研修制度の強化、福利厚生の充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑧　内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。

当社としましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(4) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事　　業	事　業　内　容
eマーケティング事業	Webサイトの最適化技術により成約率を高める「ナビキャストシリーズ」の提供及び、DMPを活用したWebマーケティング支援により費用対効果を高める事業
Webソリューション事業	Webサイトやアプリの課題を統合的に解決する様々なソリューション・サービスを提供する事業

(5) 主要な営業所及び使用人の状況（平成28年12月31日現在）

①　主要な営業所

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都港区赤坂三丁目21番13号

②　従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
82名	＋7名	32.7歳	3.4年

(6) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成28年12月21日に東京証券取引所市場第一部に市場変更いたしました。

２．会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　21,480,000株
(2) **発行済株式総数**　6,748,400株
(3) **株主数**　3,454名
(4) **大株主**

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
森　雅弘	1,586,800　株	23.51　%
永田　豊志	1,201,200　株	17.79　%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	481,200　株	7.13　%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	196,000　株	2.90　%
株式会社ＳＢＩ証券	159,500　株	2.36　%
竹下　研	108,000　株	1.60　%
ＣＨＡＳＥ　ＭＡＮＨＡＴＴＡＮ　ＢＡＮＫ　ＧＴＳ　ＣＬＩＥＮＴＳ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＥＳＣＲＯＷ	102,380　株	1.51　%
松井証券株式会社	96,400　株	1.42　%
野村信託銀行株式会社（投信口）	61,000　株	0.90　%
日本証券金融株式会社	59,800　株	0.88　%

（注）　自己株式は所有しておりません。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

① 平成28年４月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、5,370,000株増加、発行済株式総数は、1,665,800株増加しております。

② 平成28年８月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、10,740,000株増加、発行済株式総数は、3,371,800株増加しております。

③ 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が62,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,676千円増加しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（平成28年12月31日現在）

	平成26年第５回 新 株 予 約 権	平成28年第８回 新 株 予 約 権
新株予約権の数	47個	785個
保有人数 当社取締役 当社監査役	 ― １名	 ６名 ３名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式18,800株	当社普通株式314,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償	１株につき8.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき188円	１株につき828円
新株予約権の権利行使期間	自　平成28年５月２日 至　平成36年３月26日	自　平成29年４月１日 至　平成33年１月19日
新株予約権の主な行使条件	（注）１	（注）２

（注）１.新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

（注）２.新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社の重要な経営指標としている経常利益が下記（a）又は（b）に掲げる目標水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

(a) 平成28年12月期から平成29年12月期のいずれかの期において経常利益が４億円を超過した場合　行使可能割合：20％

(b) 平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期において経常利益が５億円を超過した場合　行使可能割合：100％

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）３.当社は、平成28年４月１日付で普通株式１株につき２株、平成28年８月１日付で普通株式１株につき２株とする株式分割を行っております。これにより、上記に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	平成28年第８回 新 株 予 約 権
新株予約権の数	505個
交付人数 当社使用人 子会社の役員及び使用人	 25名 ―
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式202,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の発行価額	１株につき8.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき828円
新株予約権の権利行使期間	自　平成29年４月１日 至　平成33年１月19日
新株予約権の主な行使条件	（注）１

（注）１.新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社の重要な経営指標としている経常利益が下記（a）又は（b）に掲げる目標水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる場合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

（a）平成28年12月期から平成29年12月期のいずれかの期において経常利益が４億円を超過した場合　行使可能割合：20％

（b）平成28年12月期から平成30年12月期のいずれかの期において経常利益が５億円を超過した場合　行使可能割合：100％

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 新株予約権者は、新株予約権者の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、 監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（注）２.当社は、平成28年４月１日付で普通株式１株につき２株、平成28年８月１日付で普通株式１株につき２株とする株式分割を行っております。これにより、上記に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

４．会社役員に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森　　雅　弘	代表取締役社長	
永　田　豊　志	取締役副社長 （Webソリューション事業部事業部長　兼イノベーション・テクノロジー本部本部長）	株式会社アンジー 取締役 合同会社TRIPLEX 代表社員
佐々木　義　孝	取締役 （管理本部本部長）	株式会社アンジー 監査役
高　山　慎太郎	取締役 （データマーケティング事業部事業部長）	株式会社アクル 代表取締役
弓削田　公　司	取締役 （Showcase Lab.室長）	
安　達　一　彦	取締役	株式会社セゾン情報システムズ 社外取締役
小　野　和　典	常勤監査役	
南　方　美千雄	監査役	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 社外監査役 株式会社スカイトーク 代表取締役 橋本不動産株式会社 社外取締役 株式会社音力発電 社外取締役 株式会社ピー・エス・インターナショナル 社外監査役 エッジ・ラボ株式会社 社外監査役 株式会社ニラク 社外取締役
小　島　　大	監査役	小島大税理士事務所 所長 プライムエージェント合名会社 代表社員 チェック・コンサルタント有限会社 代表取締役

（注）１．取締役安達一彦氏は、社外取締役であります。
２．監査役小野和典氏、監査役南方美千雄氏、監査役小島大氏は社外監査役であります。
３．監査役南方美千雄氏は公認会計士資格を有しており、また、監査役小島大氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役安達一彦氏、監査役小野和典氏、監査役南方美千雄氏、監査役小島大氏につきましては、東京証券取引所に、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、当社に対する損害賠償責任について、法令が定める範囲で限定する契約を締結することができる旨定款に定めておりますが、現在はまだ締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	支 給 額
取　　締　　役	６名	58,854千円
（うち社外取締役）	（１名）	（1,800千円）
監　　査　　役	３名	9,330千円
（うち社外監査役）	（３名）	（9,330千円）
合　　計	９名	68,184千円
（うち社外役員分）	（４名）	（11,130千円）

（注）取締役の報酬限度額は、平成25年７月19日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議をいただいております。また監査役の報酬限度額は、同株主総会において、年額100,000千円以内と決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①　社外役員の重要な兼職の状況等

区　分	氏　名	他の法人等との兼任状況及び当該他の法人等との関係
取 締 役	安 達 一 彦	株式会社セゾン情報システムズ 社外取締役
監 査 役	南 方 美千雄	株式会社アイピーオーバンク 代表取締役 株式会社みた経営研究所 監査役 株式会社スカイトーク 代表取締役 橋本不動産株式会社 取締役 株式会社音力電力 取締役 株式会社ピー・エス・インターナショナル 監査役 株式会社ニラク 取締役 エッジ・ラボ株式会社 監査役
監 査 役	小 島 大	小島大税理士事務所 所長 プライムエージェント合名会社 代表社員 チェック・コンサルタント有限会社 代表取締役

（注）　当社と記載各社との間に取引はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役	安達一彦	当事業年度に開催された取締役会16回のうち10回出席しました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会の意思決定の適法性を確保するため議案、審議等につき必要な質問、助言を行っております。
監査役	小野和典	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会については、15回のうち15回出席しました。経営全般に関する業務執行の経験、またIT業界における経営者及び監査役としての豊富な経験に基づく、助言・提言を行うとともに、その他重要な会議についても参画し、常勤監査役として取締役の業務執行を監査しております。
監査役	南方美千雄	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会については、15回のうち15回出席しました。公認会計士として主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づく、助言・提言を行っております。
監査役	小島　大	当事業年度に開催された取締役会16回にうち15回、監査役会については、15回のうち15回出席しました。税理士として主に会社の税務について、培ってきた専門的な見識に基づく、助言・提言を行っております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、平成25年４月17日開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後平成27年11月13日開催の取締役会にて一部改定いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を表した「企業理念」を通じて、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的に掲げている当社の「倫理綱領」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図ります。

② 内部監査室は、「企業理念」及び「倫理綱領」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

④ 内部監査室及びコンプライアンス委員会を通じて、当社における法令違反又は「企業理念」もしくは「倫理綱領」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。

⑤ コンプライアンス委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部監査室は、再発防止策の展開等の活動を推進します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理します。

② 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。

② 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。

③　内部監査室は、各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行います。
④　経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、内部監査室において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
⑤　各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及び内部監査室にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告します。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は、当社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
②　取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲します。
③　職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、「取締役会規程」に基づく組織の変更を行うことができることとします。

(5) 従業員のコンプライアンスを確保するための体制

①　従業員が業務を行うにあたり「倫理綱領」を法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発行動を行います。
②　会社組織及び社内の各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備します。また、必要に応じた内部監査体制を整備することができることとします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社の従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができることとします。

② 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。

② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができることとします。

③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも受けないこととします。

④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を当社が負担します。

(9) 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ります。

② 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、概要を具体化するための体制及び規程等を整備し、それらを当社の役職員に周知徹底しております。また、当社はコーポレートガバナンスを徹底することが企業価値の最大化に資することとなると考えております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役と社外監査役を含む監査役で構成され、また「取締役会規程」に基づき原則月１回取締役会を開催しております。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論した上で決定し、取締役の業務の執行状況の監督を行なっております。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、会計監査人から会計監査内容の報告を受けると共に、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行い、監査役監査の実効性の確保に努めております。また当社は、「監査役会規程」に基づき原則月１回の監査役会を開催しており、経営の妥当性、適正性、業務の有効性と継続性に関して審議検証し、また、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るため、適宜経営に対して助言、提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。四半期に1回開催されるコンプライアンス委員会は、取締役、各部門長に相当する者が参加し、会社に対しての法令・定款違反をはじめとしたコンプライアンス違反を未然に防止すると共に、違反が生じた場合でも速やかに対応することで被害を最小限に留めるよう情報収集に努めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の一層の向上のため、全従業員に向けたコンプライアンス研修を４回開催し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。また、内部通報窓口を内部監査室及び外部弁護士事務所に設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

8．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**980,157**	**流動負債**	**165,919**
現金及び預金	776,415	買掛金	34,573
売掛金	173,197	未払金	42,352
貯蔵品	204	未払費用	11,126
前渡金	4,636	未払法人税等	43,586
前払費用	21,493	未払消費税等	22,417
繰延税金資産	3,991	前受金	5,662
その他	3,235	預り金	6,200
貸倒引当金	△3,017	**負債合計**	**165,919**
固定資産	**468,183**	（純資産の部）	
有形固定資産	**17,243**	**株主資本**	**1,278,735**
建物	10,982	**資本金**	**334,548**
工具、器具及び備品	6,261	**資本剰余金**	**314,998**
無形固定資産	**126,813**	資本準備金	314,548
のれん	36,603	その他資本剰余金	450
ソフトウエア	90,164	**利益剰余金**	**629,188**
その他	45	その他利益剰余金	629,188
投資その他の資産	**324,126**	繰越利益剰余金	629,188
投資有価証券	174,584	**新株予約権**	**3,686**
関係会社株式	94,000		
長期前払費用	8,490		
敷金及び保証金	18,538		
繰延税金資産	24,586		
その他	3,926	**純資産合計**	**1,282,421**
資産合計	**1,448,340**	**負債純資産合計**	**1,448,340**

損　益　計　算　書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,375,608
売上原価		290,729
売上総利益		1,084,878
販売費及び一般管理費		752,889
営業利益		331,989
営業外収益		
受取利息	219	
助成金収入	1,851	
その他	146	2,217
営業外費用		
支払利息	354	
一部指定関連費用	25,750	
その他	0	26,104
経常利益		308,102
特別損失		
固定資産除却損	1,537	
自己新株予約権消却損	27,100	28,637
税引前当期純利益		279,464
法人税、住民税及び事業税	88,401	
法人税等調整額	14,215	102,616
当期純利益		176,848

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	323,872	303,872	450	304,322
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	10,676	10,676		10,676
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	10,676	10,676	―	10,676
当期末残高	334,548	314,548	450	314,998

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	485,305	485,305	1,113,500	△27,550	1,085,950
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			21,352		21,352
剰余金の配当	△32,966	△32,966	△32,966		△32,966
当期純利益	176,848	176,848	176,848		176,848
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				31,236	31,236
事業年度中の変動額合計	143,882	143,882	165,234	31,236	196,470
当期末残高	629,188	629,188	1,278,735	3,686	1,282,421

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月１４日

株式会社ショーケース・ティービー
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　米　山　昌　良　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　小野木　幹　久　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ショーケース・ティービーの平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの第２１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月20日

株式会社ショーケース・ティービー監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　野　和　典　㊞

監　査　役（社外監査役）　南　方　美千雄　㊞

監　査　役（社外監査役）　小　島　　大　㊞

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、財務状態及び経営成績を勘案し、利益還元策を決定していく方針であります。

当期の期末配当につきましては、普通配当４円と平成28年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場から市場第一部へ市場変更したことを記念した記念配当４円を加えた８円とさせていただきたく存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭といたします。
２．株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金８円　総額53,987,200円となります。
３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年３月30日（木曜日）といたしたいと存じます。

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

（２）平成25年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．企業・各種団体における販売促進、各種広報活動の支援 ２．各種情報提供サービス ３．デジタルコンテンツの企画・制作・販売 ４．映像の企画・制作・販売 ５．書籍・雑誌・各種印刷物の企画・制作・販売 ６．コンピュータソフトウェアの開発・販売 ７．セミナー、イベント等の企画・制作 ８．広告制作・広告代理業 （新設） ９．経営コンサルタント業務 10．労働者派遣業 11．前各号に附帯する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．企業・各種団体における販売促進、各種広報活動の支援 ２．各種情報提供サービス ３．デジタルコンテンツの企画・制作・販売 ４．映像の企画・制作・販売 ５．書籍・雑誌・各種印刷物の企画・制作・販売 ６．コンピュータソフトウェアの開発・販売 ７．セミナー、イベント等の企画・制作 ８．広告制作・広告代理業 ９．各種事業への投資業務 10．経営コンサルタント業務 11．労働者派遣業 12．前各号に附帯する一切の業務

現　行　定　款	変　　更　　案
第３条～第26条（省略）	第３条～第26条（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第28条～第34条（省略）	第28条～第34条（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第３号議案　　取締役６名選任の件

取締役（６名全員）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、人格・見識・能力・経験や業績貢献度を踏まえたうえで、取締役会にて決議しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	森（モリ）　雅弘（マサヒロ） （昭和38年９月１日生） 再任	昭和63年４月　株式会社リクルート入社 平成８年10月　株式会社タクスシステムプロモーション入社 平成９年11月　有限会社フューチャーワークス入社 平成10年９月　株式会社フューチャーワークス（現　株式会社ショーケース・ティービー）代表取締役 平成15年５月　株式会社スマートイメージ取締役 平成27年４月　当社　代表取締役社長（現任） 平成27年９月　株式会社オープンランウェイズ　取締役	1,586,800 株
	＜取締役候補者とした理由＞ 森雅弘氏は、インターネット事業における企業経験者としての豊富な経験と実績を有しており、平成10年９月から代表取締役として当社の経営を担っており強いリーダーシップで当社の事業を牽引しております。取締役会の構成員として、情報の共有を図り、また豊富な経験と実績を活かして、取締役会の意思決定機能の更なる強化が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	永田　豊志（ナガタ　トヨシ） （昭和41年1月19日生） 再任	昭和63年４月　株式会社リクルート入社 平成８年１月　株式会社ワークスコーポレーション　取締役 平成11年７月　株式会社フロッグエンターテイメント　代表取締役 平成15年５月　株式会社スマートイメージ設立　代表取締役 平成17年11月　当社　代表取締役 平成18年４月　当社　取締役 平成26年10月　当社　Webソリューション事業部事業部長　兼　イノベーション・テクノロジー本部本部長（現任） 平成27年４月　当社　取締役副社長（現任） 平成27年10月　株式会社アンジー　取締役（現任） 平成28年３月　合同会社TRIPLEX　代表社員（現任）	1,201,200株
	＜取締役候補者とした理由＞ 永田豊志氏は、森雅弘氏と共同創業者として平成17年11月に取締役に就任して以来、創業期のビジネス基盤を強化し、グローバルな知見と共に、インターネット事業への深い知識を有しております。インターネット企業としての当社の企業価値最大化を期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>佐々木（ササキ）　義孝（ヨシタカ）
（昭和48年９月６日生）

再任</td><td>平成８年11月　日本輸送機株式会社（現　ニチユ三菱フォークリフト株式会社）入社
平成17年３月　株式会社プロパスト入社　経営企画室長
平成21年６月　株式会社トランザクション入社
平成24年９月　長谷川ホールディングス株式会社　取締役経営企画室長
長谷川ナーシングパートナー株式会社　取締役
平成26年２月　当社入社　管理本部本部長（現任）
平成26年３月　当社　取締役（現任）
平成27年10月　株式会社アンジー　監査役（現任）</td><td>48,000 株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
佐々木義孝氏は、平成26年３月に取締役に就任して以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知すると共に豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行しております。また円滑な事業運営やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの向上等に貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>候補者
番　号</td><td>氏　　名
（生 年 月 日）</td><td>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</td><td>所有する
当 社 の
株式の数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>タカヤマ　シンタロウ
高山　慎太郎
（昭和52年４月30日生）

再任</td><td>平成13年４月　株式会社フリード（現　株式会社フォーバル・リアルストレート）入社
平成19年10月　当社入社　eマーケティング事業部事業部長
平成24年８月　当社　取締役（現任）
平成27年５月　当社　トレーディングデスク事業部（現 データマーケティング事業部）事業部長（現任）
平成28年７月　株式会社アクル代表取締役（現任）</td><td>28,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
高山慎太郎氏は、平成24年８月に取締役に就任して以来、営業部門を統括、当社の売上拡大に尽力しております。また、更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると共に、当社を成長へと導くための豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>ヤベ　ヨシカズ
矢部　芳一
（昭和30年１月17日生）

新任</td><td>昭和52年４月　株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成10年４月　スイス三和銀行　社長
平成15年５月　UFJつばさセキュリティーズアジア（現 三菱UFJセキュリティーズ（香港））社長
平成19年６月　MUハンズオンキャピタル代表取締役社長
平成23年６月　同社　代表取締役会長
平成26年１月　マルハンジャパン銀行　頭取
平成28年４月　サタパナ銀行　取締役副会長（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜社外取締役候補者とした理由＞
矢部芳一氏は、当社ビジネスの主要顧客である金融業界において数多くの要職を歴任しており、長年の実績から経営に対する知見や人脈も豊富なことから、当社の経営執行の監視に大きな役割を果たしていただけると考えております。また企業モラルが特に問われる金融業界で経営執行を歴任していることから、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの意識、見識を有しております。以上のことから、社外取締役として経営上の重要事項の決定及び経営執行の監督などを適切に実行することが期待できることから、当社社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	柳（ヤナギ） 雅二（マサジ） （昭和35年10月23日生） 新任	昭和59年４月　野村證券株式会社入社 平成23年４月　同社　常務執行役員 平成25年４月　同社　取締役 平成26年４月　高木証券株式会社　専務執行役員 平成28年６月　ケミプロ化成株式会社社外取締役（現任）	－
	＜社外取締役候補者とした理由＞ 柳雅二氏は、当社ビジネスの主要顧客である金融業界において数多くの要職を歴任しており、長年の実績から経営に対する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与できることから、当社社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．矢部芳一氏、柳雅二氏は、社外取締役候補者です。
３．矢部芳一氏、柳雅二氏が社外取締役に就任した場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
４．社外取締役候補者である矢部芳一氏、柳雅二氏の選任が承認された場合、当社の定款に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第４号議案　　監査役２名選任の件

監査役南方美千雄氏、小島大氏の２名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者の選任にあたりましては、取締役の職務遂行の監査を適格かつ公正に遂行することができる知識・能力及び経験を有していることなどを踏まえ、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決議しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	南方 美千雄（ミナカタ ミチオ） （昭和41年11月13日生） 再任	平成４年10月　KPMGセンチュリー監査法人入所（現　新日本有限責任監査法人） 平成８年４月　公認会計士登録 平成12年１月　ナスダック・ジャパン株式会社入社 平成13年９月　株式会社アイピーオーバンク設立　代表取締役（現任） 平成14年８月　株式会社みた経営研究所　監査役（現任） 平成14年９月　株式会社リプラス　監査役 平成15年５月　株式会社ビー・アイ・シー監査役 平成15年11月　アイ・エム・エス・ジャパン株式会社　監査役 平成21年１月　清和監査法人入所 平成21年４月　同社　シニアパートナー 平成24年３月　当社　監査役（現任） 平成26年６月　株式会社スカイトーク　代表取締役（現任） 平成27年11月　橋本不動産株式会社　社外取締役（現任） 平成28年３月　株式会社音力発電　社外取締役（現任） 平成28年３月　株式会社ピー・エス・インターナショナル　社外監査役（現任） 平成28年４月　エッジ・ラボ株式会社　社外監査役（現任） 平成28年６月　株式会社ニラク 社外取締役（現任）	6,000株
	＜社外監査役候補者とした理由＞ 南方美千雄氏は、公認会計士として培われた専門的な知識や経験等を、当社の監査体制に活かすことができることから、当社社外監査役として適任であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	小島　大（コジマ　マスム） （昭和40年８月11日生） 再任	昭和63年４月　株式会社フクダ住研入社 平成４年３月　東京第一会計株式会社入社 平成11年10月　税理士登録 平成12年10月　小島大税理士事務所開業　所長（現任） 平成12年12月　プライムエージェント合名会社　代表社員（現任） 平成13年12月　チェック・コンサルタント有限会社　代表取締役（現任） 平成17年11月　当社　監査役（現任）	20,000株
	＜社外監査役候補者とした理由＞ 小島大氏は、税理士として培われた専門的な知識や経験等を、当社の監査体制に活かすことができることから、当社社外監査役として適任であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２.南方美千雄氏及び小島大氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は南方美千雄氏、小島大氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３.社外監査役候補者である南方美千雄氏、小島大氏の選任が承認された場合、当社の定款に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
４.南方美千雄氏及び小島大氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ５年及び11年４ヶ月であります。

以　上

「会場ご案内図（詳細）」

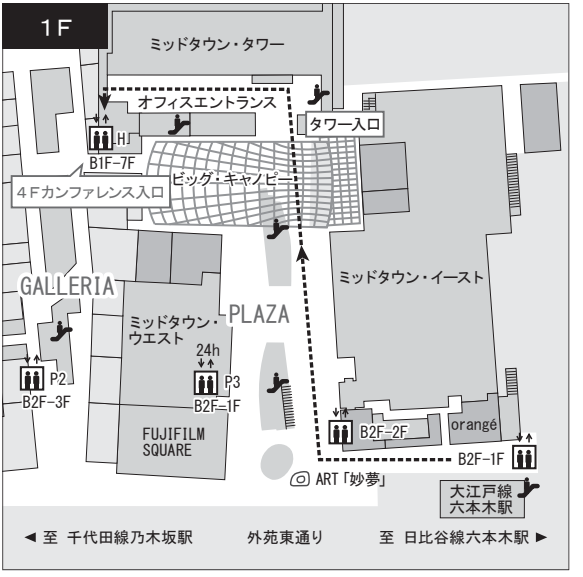
1F
ミッドタウン・タワー
オフィスエントランス
タワー入口
H
B1F-7F
4Fカンファレンス入口
ビッグ・キャノピー
GALLERIA
ミッドタウン・ウエスト
PLAZA
ミッドタウン・イースト
24h
P2
B2F-3F
P3
B2F-1F
FUJIFILM SQUARE
B2F-2F
orangé
B2F-1F
ART「妙夢」
大江戸線六本木駅
◄ 至 千代田線乃木坂駅
外苑東通り
至 日比谷線六本木駅 ►

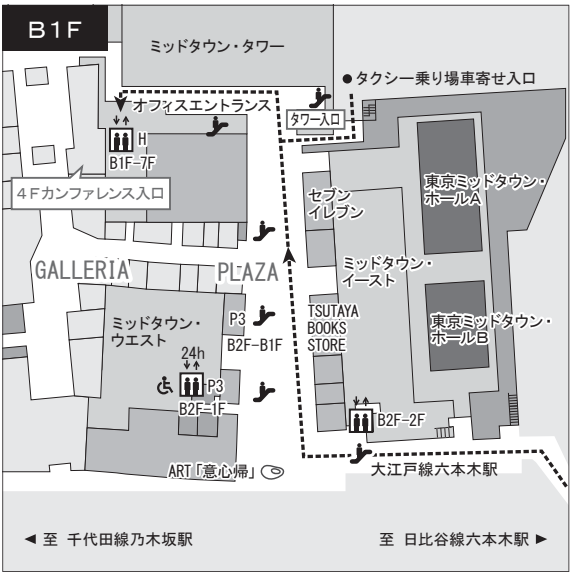
B1F
ミッドタウン・タワー
●タクシー乗り場車寄せ入口
オフィスエントランス
タワー入口
H
B1F-7F
4Fカンファレンス入口
セブンイレブン
東京ミッドタウン・ホールA
GALLERIA
PLAZA
ミッドタウン・イースト
ミッドタウン・ウエスト
P3
B2F-B1F
TSUTAYA BOOKS STORE
東京ミッドタウン・ホールB
24h
P3
B2F-1F
B2F-2F
ART「意心帰」
大江戸線六本木駅
◄ 至 千代田線乃木坂駅
至 日比谷線六本木駅 ►

株主総会会場ご案内図

（詳細は前頁をご参照ください）

会　　場　東京都港区赤坂九丁目７番２号

東京ミッドタウン
ミッドタウン・タワー　４階
カンファレンス「Room７」

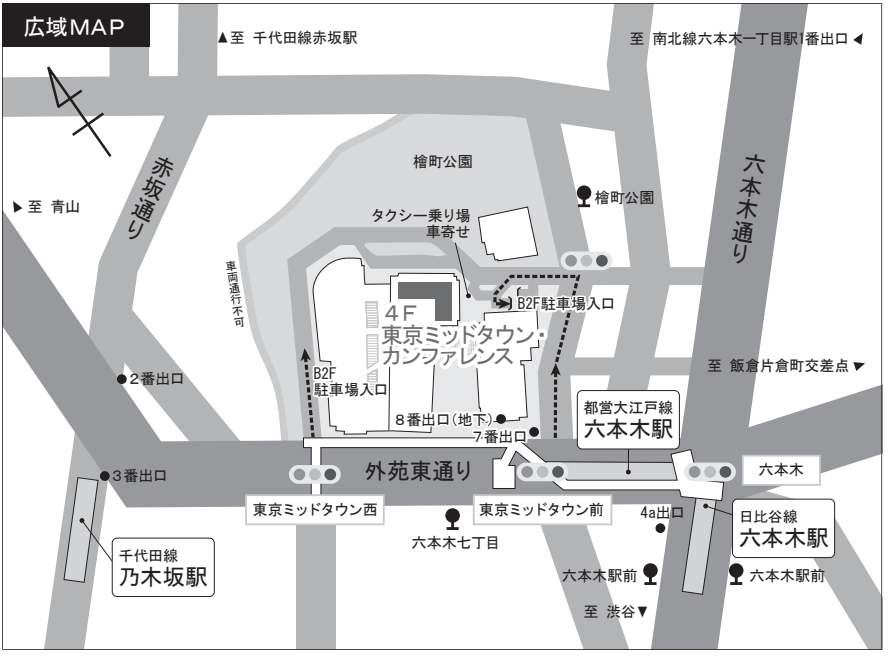

最寄駅　六本木駅

都営大江戸線８番出口より直結

東京メトロ日比谷線４ａ出口側から地下通路を経由し、８番出口より直結

乃木坂駅

東京メトロ千代田線３番出口より徒歩約３分